

農業農村整備事業に係る負担のあり方 有識者懇談会 開催結果概要

北海道農政部農村振興局農村設計課

令和6年2月14日

■ 懇談会の設置

■ 懇談会設置の趣旨

道では、農業農村整備事業の地元負担について、開拓の歴史から、農道や排水路など公共的な施設の整備に係る負担は市町村が、農業生産性や農家経営の向上につながる農地の整備に係るものは農家負担としているところ。

一方で、農業農村整備事業における地方公共団体の負担割合の指針（ガイドライン）が、平成3年に国から示され地方公共団体の標準的な費用負担の指針とされている。

こうした中、ガイドラインを適用した場合の道や市町村の費用負担への影響について検証が求められていることから、道のこれまでの負担の考え方の妥当性やガイドラインを適用した場合の費用負担への影響はもとより整備の推進に与える影響など、農業農村整備事業に係る負担のあり方について、様々な立場から客観的・専門的に意見を聴取するため、本懇談会を開催する。

■ 主な検討上の視点

農業農村整備事業に係る負担のあり方について

- ① 事業便益の観点
- ② 自治体の社会的責任

■ 懇談会構成員 ※五十音順

| | | | | |
|---------------|-----|----|-----|---|
| 北海学園大学経済学部 | 教授 | 大貝 | 健二 | 様 |
| 酪農学園大学農食環境学群 | 教授 | 小糸 | 健太郎 | 様 |
| 札幌大学地域共創学群 | 教授 | 武者 | 加苗 | 様 |
| 北海道大学大学院農学研究院 | 准教授 | 山本 | 忠男 | 様 |



■ ■ 懇談会の経過

■ 懇談会の設置

令和5年6月15日

■ 懇談会（第1回）

令和5年7月21日

TKP札幌ビジネスセンター赤れんが前 ミーティングルーム5F

■ 現地調査※

令和5年9月21日

美唄市土地改良センター及び経営体豊葦地区

※構成員に施工現場を見ていただき、より農業農村整備事業について理解を深めていただくため開催。

■ 懇談会（第2回）

令和5年10月13日

かでの2・7 810会議室A

■ 懇談会（第3回）

令和5年12月14日

北海道庁7階 農政部第1中会議室



■ ■ 本概要で使用する略語

GL…「ガイドライン」の略。

平成3年に国から農業農村整備事業における地方公共団体の負担割合の指針として示された。

PU…「パワーアップ」の略。

国の補助事業である農業農村整備事業について、農家負担を軽減する特別対策であり、北海道独自の施策。

懇談会での主なご意見

北海学園大学 教授 大貝 健二 様

①事業便益の観点

- ・ 現行の負担方法（農道・排水路など公共性に係るものは市町村、農地・用水路など生産性に係るものは農家が負担）は継続した方が良いが、生産性を上げる整備であっても公共的な側面を含む部分があり、この部分を評価する検討が必要。
- ・ 多面的機能の観点や、自然災害が増えるなか、農地はバッファ（緩衝帯）となり得るので、費用負担の見直しは総合的に考えなければならない。



②自治体の社会的責任

- ・ 仮に、GLを適用すると、現在の負担割合に比べて水田と畑地、市町村と農家に係る負担割合が極端に変動する印象。財政力指数の低い自治体は市町村負担が大きく増える水田地帯が多く、一律にGLを適用すると負担ができない市町村が出てくるかもしれない。地域間の格差を拡大させてしまい、自治体施策として農業農村整備事業に取り組みやすい・取り組みにくい自治体があるのは良くない。
- ・ 定期的な費用負担の見直し・検討は必要であり、こうしたことが、道としてどのような農業の未来を目指すのかを地域に示す「メッセージ」となり得る。

③その他農業農村整備事業全般に関すること

- ・ 少子高齢化、人口減少に対応した農業農村整備事業のあり方を考える必要性があり、生産性の維持・向上を図る施策に加え、スマート農業などの方向性も視野に入れていく必要があると考える。
- ・ 費用負担の見直しについては、個々の農家の経営状況等からどれだけ影響するかも勘案する必要があるのでは。
- ・ 農業農村整備事業は北海道農業全体の底上げを図り、地域の特定の産業を育成するものと認識。担い手不足の昨今、生産性を維持・向上していくために農業農村整備事業は必要。

懇談会での主なご意見

酪農学園大学 教授 小糸 健太郎 様

①事業便益の観点

- ・ 現行の負担方法は、北海道の歴史的背景（官が道路や排水路整備、開拓者が農地整備）から妥当であると考えるが、生産性を高める農地整備であっても、担い手の確保や農地の流動化など、ある種公共的側面も含まれている。
- ・ 農業の多面的機能の観点から便益はその地域だけとはいえ、広く恩恵を受けるため、北海道（とりわけ都市部）の支出根拠は十分ある。

②自治体の社会的責任

- ・ 現状、市町村の財政力と農業農村整備事業の実施に相関があるとは言えないが、負担割合に変更が生じた場合、財政力の低い市町村が事業に参加できないなど、影響があるのではないかと。
- ・ 仮にGLを適用したとしてもPUは継続すべきである。線整備においては、北海道が農家への支援、面整備においては、北海道が市町村への支援が必要になってくる。
- ・ 農業農村整備事業は地域のなかで順番を決めて実施するため、負担割合の大きな変更は、地域に混乱や不公平感を生じさせる恐れがある。
- ・ 貿易自由化のなかで、農業農村整備事業は農地及び農村資源の維持において重要な農業支援の方法。

③その他農業農村整備事業全般に関すること

- ・ 北海道の農業は他府県と比べ、1経営体あたりの面積が大きく、少ない人数で農業経営を行っており、スマート農業や機械の大型化に対応できる農業農村整備事業は必須。
- ・ 農業農村整備事業は農業者ひとりで実施することは不可能であり、土地所有者が協力して不参加者を減らすなど、地域が一体となって取り組むことが事業効率において望ましい。



懇談会での主なご意見

札幌大学 教授 武者 加苗 様

①事業便益の観点

- ・ 農業農村整備事業を実施することにより農作物の生産コストが削減される一方、費用負担が生じることを農業者に示したうえで、負担が増えても投資意欲があり、営農を続けていく意向がある方をサポートする必要があると考える。
- ・ 仮に、GLを厳格に適用すると、農業者にとって、現状より負担額が減る水田が有利で、反対に負担額が増える畑地が不利となる傾向に見える。消費者ニーズや高収益作物を作りたい農業者にとって逆行してしまうのでは。
- ・ GLを適用すると、地域差により混乱が予想される。
- ・ 北海道農業は農業算出額や1経営体当たりの経営規模など全国平均から抜き出ているので、全国一律のGLに振り回されなくてもよい印象。
- ・ 特定産業（農業）の育成という観点から北海道独自の負担の方法でも良いのでは。



②自治体の社会的責任

- ・ 現地調査のなかで、若手の農業者は長期的に営農していきたい視点を持っていると感じたので、そこに対してサポートする事業の必要性がある。
- ・ 河川等の氾濫防止、農業地帯の環境保全の役割から市町村の負担は一定程度必要である一方、市町村の圏域を越えた広域的な保全は北海道によるさらなる負担が必要。

③その他農業農村整備事業全般に関すること

- ・ 工事費が高騰し、地元負担額が増加する傾向にある中、負担割合の検討を進めるには良いタイミングではないか。

■ 懇談会での主なご意見

北海道大学大学院 准教授 山本 忠男 様

①事業便益の観点

・北海道のような大規模経営体では、事業便益の波及が大きいとされており、農業農村整備事業への税金の投入は妥当と考えられている。現下の社会情勢をみると、農家の事業負担を増やすことは、安価な農産物を生産できず、消費者に不利益が生じるなど、便益波及効果の抑制が懸念される。

・仮に、農家負担を増やすと、規模の大きな経営体では、負担が増えすぎて事業に参加できない。また、農地集積も農地が未整備だと困難になり、耕作放棄地も増える。

・仮に、市町村や道の負担を増やすと、農業者は事業に参加しやすくなるが、財源に限りがあるため、事業の実施までに時間がかかり、変化する社会情勢への対応に遅れをとるほか、排水路や農道など公共性の高い工種にしわ寄せがおきるだろう。

②自治体の社会的責任

・自治体は食糧生産と地域社会を守るために施策（事業計画と費用負担）を講じるべきだが、自治体の財政状況からみると、一律に負担を課すことの妥当性を見出すことは難しい。一方、多面的機能の観点から農業を営むことによる恩恵は地域のみが受けるものではないため、農業を維持するための負担は道民（国民）が負うべき側面もある。

③その他農業農村整備事業全般に関すること

・農業（農地）は誰のものか。農業農村自体、国民のコモンズと置いていただければ。

・GLでは水田と畑地で農家負担率が大きく変わるが、農業者への所得補償などでカバーすることを条件とし、道で実施しているPUのように水田・畑問わず面整備の農家負担割合は一律でも良い。

